

＝ 森林の立木を伐採するときは届出が必要です ＝

① 立木を伐採するときは、事前に「伐採及び伐採後の造林の届出」

② 伐採が完了したときは「伐採に係る森林の状況報告」

③ 造林が完了したときは「伐採後の造林に係る森林の状況報告」

を提出することが森林法で義務づけられています。

上記の制度は、森林の伐採及び伐採後の造林が市町村森林計画に適合して適切に行われ、健全で豊かな森林を作ることができるよう伐採前に届出を、伐採及び造林後に報告をしていただく制度です。また、地域の森林資源量を把握するという大切な役割もあることから、森林の立木を伐採しようとするときには必ず上記の手続きをしてください。

(平成28年5月の森林法改正により、平成29年4月以降、伐採及び伐採後の造林の計画の届出を行った方は、事後に市町村長への伐採後の造林に係る森林の状況の報告が必要となりました。また、令和3年9月の森林法施行規則の改正により、令和4年4月以降、伐採及び伐採後の造林の計画の届出を行った方は、伐採後の造林に係る森林の状況の報告に加え、伐採後の森林の状況の報告が必要となりました。)

※間伐する場合には「伐採に係る森林の状況報告」及び「伐採後の造林に係る森林の状況報告」の提出は不要です。

※伐採後に森林以外に転用する場合には「伐採後の造林に係る森林の状況報告」の提出は不要です。

●根拠法令

- ・「伐採及び伐採後の造林の届出」・・・森林法第10条の8第1項
- ・「伐採に係る森林の状況報告」・・・森林法第10条の8第2項
- ・「伐採後の造林に係る森林の状況報告」・・・森林法第10条の8第2項
- ・1ヘクタール(太陽光発電設備の設置を目的とする場合は、0.5ヘクタール)を超えて立木を伐採し開発行為を行う・・・森林法第10条の2第1項の許可(知事の許可が必要)
- ・森林法第25条第1項に定める保安林において立木を伐採する・・・森林法第34条第1項の許可(知事の許可が必要)

●対象地

- ・保安林などを除く民有林(森林法第5条第1項に定める地域森林計画の対象民有林)
- ・地域森林計画の対象民有林であっても、枝条のみを伐採する(除伐等)場合、倒木、枯死木の伐採等届出の必要がない場合があります。伐採する前にご相談ください。

●提出者

- ・立木の伐採について権限を持つ森林所有者又は立木の買受者が届出ことができます。また、伐採する者と伐採後の造林を行う者が異なる場合は、両者が共同で提出する必要があります。
- ・上記以外の権限に基づいて伐採を行う者の場合は、立木の伐採について権限を持つ者と伐採後の造林に係る権限を持つ者の同意書が必要です。

●提出期間

- ・「伐採及び伐採後の造林の届出」・・・伐採を始める90日から30日前まで
- ・「伐採に係る森林の状況報告」・・・伐採の完了した日から30日以内
- ・「伐採後の造林に係る森林の状況報告」・・・造林の完了した日から30日以内

●提出先

・伐採する森林がある市町村（茨木市は茨木市都市活力部農林振興課）

●提出書類

（伐採及び伐採後の造林の届出）

- | | |
|---------------------|----------------------|
| ①伐採及び伐採後の造林届出書〔様式〕 | ⑨地籍図の写し及び登記簿謄本 |
| ②伐採計画書 | ⑩隣接地の所有者との境界を確認した書類 |
| ③造林計画書 | ⑪伐採をする権原を有することを証する書類 |
| ④伐採場所の位置図及び区域図 | ⑫伐採前の写真 |
| ⑤伐採場所の求積図 | ⑬伐採及び集材に係るチェックリスト |
| ⑥土地利用計画図 | ⑭搬出計画図 |
| ⑦届出者の証明書 | ⑮伐採に関する年次計画書 |
| ⑧当該処分に係る申請状況を記載した書類 | ⑯確認通知書・適合通知書交付申請書 |

※①～⑥については、写しと合わせて2部ご用意ください。

※⑦届出者（国、地方公共団体及び独立行政法人等登記令第一条に規定する独立行政法人等を除く。）が、法人である場合には当該法人の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）、法人でない団体である場合には代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類、個人の場合にはその住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって、氏名及び住所を証する書類をご用意ください。

※⑧届出の対象となる森林の伐採に関し、他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合には、当該処分に係る申請の状況を記載した書類（既に処分があったものについては、当該処分があったことを証する書類）をご用意ください。

※⑨これに準じたものも含まれます。

※⑩届出者が届出の対象となる森林の土地に隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を行ったことを証する書類が必要になります。ただし下記のいずれかに該当する場合には、その添付を省略することができます。

○届出の対象となる森林の土地が、隣接する森林の土地との境界に接していないことが明らかな場合。

○地形、地物その他の土地の範囲を明示するのに適当なものにより、届出の対象となる森林の土地が、隣接する森林の土地との境界が明らかな場合。

○届出の対象となる森林の土地に隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を確実に行うと認められる場合。

※⑪届出者が届出の対象となる森林の土地の所有者でない場合には、当該森林を伐採する権原を有することを証する書類が必要です。（●提出者の項目参照：同意書等）

※⑫については、全景及び樹種の生育状況がわかる写真を数枚用意してください。

※⑬、⑭は伐採方法が森林整備における主伐の場合必要です。

※⑮伐採の期間が1年を超える場合に必要です。

※⑯は必要な方のみです。

※過去の届出書に添付した書類と同一のものを添付する場合、5年以内に届出した書類については、「〇年〇月〇日付け届出書に添付した書類と同一」と記載した書面を添付することにより代替することができます。

（伐採に係る森林の状況報告）

- ①伐採に係る森林の状況報告書〔様式〕
- ②伐採後の写真

※②については、全景及び伐採状況がわかる写真を数枚用意してください。

（伐採及び伐採後の造林にかかる森林の状況報告書）

- ①伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告書〔様式〕
- ②造林地の写真
- ③更新状況チェックリスト

※②については、全景及び更新樹種の生育状況がわかる写真を数枚用意してください。

●罰則

（伐採及び伐採後の造林の届出書）

- ・届出書の提出をしないで立木を伐採した場合、森林法第208条の規定により、100万円以下の罰金に処せられる場合があります。

（伐採に係る森林の状況報告、伐採後の造林にかかる森林の状況報告書）

- ・報告書の提出をしないもしくは虚偽の報告であった場合、森林法第210条の規定により、30万円以下の罰金に処せられる場合があります。

●その他

砂防法（砂防指定地、大阪府茨木土木事務所）、自然公園法（府立北摂自然公園、大阪府北部農と緑の総合事務所）、近畿圏の保全区域の整備に関する法律（近郊緑地保全区域、大阪府北部農と緑の総合事務所）、茨木市北部丘陵地区における土地の形質の変更等に関する要綱（茨木市建設部下水道施設課）等の区域にある場合は、別途協議が必要です。